(二)　関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に(一)の(5)及び(6)に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならないこととした。

(三)　(二)による協議の申出があったときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならないこととした。

(四)　特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならないこととした。

(五)　総務大臣は、(四)による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとすることとした。

(六)　特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならないこととした。

6　特別区設置協定書についての議会の承認（第六条関係）

(一)　関係市町村の長及び関係道府県の知事は、5の(六)により特別区設置協定書の送付を受けたときは、5の(五)の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならないこととした。

(二)　関係市町村の長及び関係道府県の知事は、(一)による議会の審議の結果を、速やかに、特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならないこととした。

(三)　特別区設置協議会は、(二)により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から(二)による通知を受けた日（7の(一)において「基準日」という。）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならないこととした。

7　関係市町村における選挙人の投票（第七条関係）

(一)　6の(三)による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六〇日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならないこととした。

(二)　関係市町村の長は、(一)による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならないこととした。

(三)　関係市町村の選挙管理委員会は、(一)による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならないこととした。

(四)　(三)の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができることとした。

(五)　関係市町村の選挙管理委員会は、(一)による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならないこととした。その投票の結果が確定したときも、同様とすることとした。

(六)　政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、(一)による投票について準用することとした。

(七)　(一)による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができることとした。

8　特別区の設置の申請（第八条関係）

(一)　関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の7の(一)による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができることとした。ただし、指定都市以外の関係市町村にあっては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができないこととした。

(二)　特別区の設置の処分（第九条関係）

(一)　特別区の設置は、8の(一)による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができることとした。

(二)　(一)による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならないこととした。

(三)　(一)による処分は、(二)による告示によりその効力を生ずることとした。

(四)　関係市町村は、(二)による告示があったときは、直ちに特別区設置協定書に定められた特別区の議会の議員の定数を告示しなければならないこととした。

(五)　(四)により告示された特別区の議会の議員の定数は、地方自治法第二八三条第一項の規定により適用される同法第九一条第一項の規定に基づく当該特別区の条例により定められたものとみなすこととした。

(六)　政府は、8の(一)による申請があった場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすることとした。

9　特別区を包括する道府県に対する法令の適用（第一〇条関係）

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなすこととした。

10　事務の分担等に関する意見の申出に係る措置（第一一条関係）

(一)　一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができることとした。

(二)　(一)による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならないこととした。

(三)　政府は、(一)による申出を受けた日から六月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無について判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすることとした。

11　特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例

(一)　地方自治法第二八一条の四第八項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置については、適用しないこととした。（第一二条関係）

(二)　特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、4から9まで（8の(一)のただし書を除く。）を準用することとした。（第一三条第一項関係）

(三)　特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、4から6まで、8（(一)のただし書を除く。）及び9を準用することとした。（第一三条第二項関係）

12　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇古典の日に関する法律（法律第八一号）（文部科学省）

1　法律の目的等

(一)　目的

この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）